

災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急  
対策業務に係わる設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という）と横浜市建設コンサルタント協会（以下「乙」という）及び横浜市地質調査業協会（以下「丙」という）とは、地震・風水害その他による災害時において、甲が管理する公園・緑地・下水道・河川施設（以下「所管施設」という）の被害状況の把握及び応急対策業務に係わる設計並びに地質調査業務（以下「応急対策業務等」という）の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、横浜市内に地震・風水害その他による災害等が発生した場合、または災害のおそれがある場合において、甲が所管施設の応急対策業務等を実施するにあたり、乙及び丙がこれを支援するための必要な手続きを定め、甲と乙及び丙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請と動員）

- 第2条 甲は、所管施設に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、乙及び丙に応急対策業務等を要請することができる。
- 2 乙及び丙は、甲からの出動要請に基づき、速やかに乙及び丙を構成する会員（以下「会員」という）と調整し、現地に派遣する会員名を甲へ通知する。
- 3 乙及び丙は、会員に現地への派遣を指示し、速やかに甲の指示により応急対策業務等を実施するものとする。

（要請手続）

- 第3条 前条第1項の規定による甲の手続きは、横浜市環境創造局長が行うものとする。
- 2 前項の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で出動要請を行うものとする。
- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 応急対策業務等に必要な人員、資機材等
- (3) 応急対策業務等の期間
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務等）

- 第4条 乙及び丙の会員は、甲の指揮者の指揮監督に従って応急対策業務等を実施するものとする。ただし、災害時に甲の指揮者が派遣されていない場合は、乙及び丙の会員は自ら要請内容に従い応急対策業務等を実施するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙の会員の応急対策業務等が円滑に実施されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、応急対策業務等を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告した後、後日速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 会社名及び責任者氏名
- (3) 応急対策業務等に要した人員、資機材等
- (4) 応急対策業務等の期間
- (5) その他必要な事項

(経費負担)

第6条 この協定に基づき、乙及び丙の会員が実施した応急対策業務等に要した経費は甲が負担する。

(実施態勢の報告)

第7条 乙及び丙は、応急対策業務等を遅滞なく実施できるよう、前もって技術者及び資機材等の確保と動員の方法を定めおき、その実施態勢を甲に報告するものとする。

- 2 前項の実施態勢は、乙及び丙の会員名簿、編成表、連絡系統図及び資機材一覧表により報告するものとする。
- 3 乙及び丙は、毎年4月1日現在の実施態勢を4月末までに甲に通知するものとし、この実施態勢に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(損害補償)

第8条 第4条の規定に係わる応急対策業務等に従事中の者の災害補償については、横浜市震災対策条例（平成10年2月25日横浜市条例第1号）第31条を適用するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月16日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市

横浜市長 中田

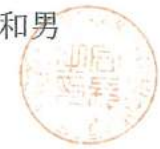


乙 横浜市西区桜木町7丁目45番地  
株式会社コーセツコンサルタント内  
横浜市建設コンサルタント協会 会長 山本



丙 横浜市鶴見区鶴見中央4丁目16番3号  
ツルミ技術株式会社内  
横浜市地質調査業協会

会長 井澤 和男



平成24年4月 / 日

横浜市長 殿

一般社団法人  
横浜市建設コンサルタント協会

会 長 山本 実

一般社団法人  
横浜市地質調査業協会

会 長 矢崎 慎治



「災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係わる設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定」を締結している、横浜市地質調査業協会の名称変更に伴う報告

#### 記

横浜市と「災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係わる設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定」（以下「協定」という）を締結している一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会と横浜市地質調査業協会のうち、横浜市地質調査業協会は、平成23年12月7日をもちまして一般社団法人となり、名称が一般社団法人横浜市地質調査業協会に変更いたしましたが、引き続き何ら変ることなく協定を継続することをご報告致します。

以上